

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	ベトナム・ラオス・カンボジア人民共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	470,000千円 ----- -----	H25.1.24 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画副事務局長兼 ・アジア副事務局長 支援業務最高責任者	H25.2.5 39号
国際連合開発計画	アフガニスタン・イスマラマ共和国における「国家広域開発計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	国家広域開発計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	1,596,000千円 ----- -----	H25.1.27 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガ ニスタン大使 国際連合開発計画側 パトリック・ロドリゲス在アフ ガニスタン事務所長	H25.2.5 40号
世界食糧計画	パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	340,000千円 ----- -----	H25.2.6 ラマツラ で (同日)	日本側 松浦純也在パレスチ ナ関係担当大使兼対パレ スチナ暫定自治政府日本 国政府代表事務所 世界食糧計画側 パブロ・リカルデ西岸・ カサ事務所代表	H25.2.21 54号
国際連合開発計画	キルギス共和国における「災害対応・リスク評価能力強化及び地域協力対話促進計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	災害対応・リスク評価能力強化及び地域協力対話促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	204,000千円 ----- -----	H25.2.21 ビシュケク で (同日)	日本側 小池孝行在キルギ スタン大使 国際連合開発計画側 ディエゴ・シヤルバ在キル ギス事務所副代表	H25.3.11 68号
国際連合食糧農業機関	アフガニスタン・イスマラマ共和国における「カブール県、パルミヤン県及びカピサ県における灌漑施設改修計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	カブール県、パルミヤン県及びカピサ県における灌漑施設の購入	2,137,000千円 ----- -----	H25.2.28 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガ ニスタン大使 国際連合食糧農業機関側 ウズン・ギンド在アフ ガニスタン代表	H25.3.13 72号
国際連合児童基金	アフガニスタン・イスマラマ共和国における母子保健改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	母子保健改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,398,000千円 ----- -----	H25.2.28 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガ ニスタン大使 国際連合児童基金側 グレイシア・カネシエ在アフ ガニスタン事務所副代表	H25.3.13 73号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署名者	告示番号 (注4)
国際連合児童基金	フアガニスタン・イスラマ共和国における基礎教育改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との交換公文	基礎教育環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,291,000千円 -----	H25.2.28 カタール で (同日)	日本側 高橋博史在フアガニスタン大使 国際連合児童基金側 フアガニスタン事務所副代表	H25.3.13 74号
国連連合	フアガニスタン・イスラマ共和国の都市開発支援計画「住民参加型の贈与」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	住民参加型の都市開発支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	2,187,000千円 -----	H25.2.28 カタール で (同日)	日本側 高橋博史在フアガニスタン大使 国際連合人間居住計画アジヤ太平洋事務所 住専門官	H25.3.13 75号
国際連合	スリランカ民主主義共和国における「北東部紛争影響地域における地域社会インフラ建設再建計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	北東部紛争影響地域における地域社会インフラ建設再建計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	345,000千円 -----	H25.3.6 コロンボ で (同日)	日本側 租信仁在スリランカ大使 国際連合人間居住計画アジヤ太平洋事務所 住専門官	H25.3.25 88号
国際連合児童基金	パキスタン・イスラマ共和国におけるボリオ感染拡大防止・撲滅計画に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	ボリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	226,000千円 -----	H25.3.11 イスラマ バードで (同日)	日本側 河野章在パキスタン臨時代理大使 国際連合児童基金側 ソ・アレン在パキスタン事務所副代表	H25.3.28 90号
国際連合工業開発機関	リベリア共和国における「鉱業、建設及び農業分野における若者に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の交換公文	鉱業、建設及び農業分野における若者雇用創出計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	137,000千円 -----	H25.3.12 モンロビア で (同日)	日本側 二階尚人在リベリア大使 国際連合工業開発機関 シヤキマ・ジョセフ農業 ヒジネス開発部次長兼 農業技術課長	H25.4.3 106号
国際連合開発計画	フアガニスタン共和国における「選挙支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	選挙支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	101,000千円 -----	H25.3.14 フアガニスタン ナリボで (同日)	日本側 細谷龍平在フアガニスタン大使 国際連合開発計画側 フアガニスタン事務所代表	H25.3.29 97号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月△日をH〇.〇〇と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月△日をH〇.〇〇と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童基金	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	259,000千円	H25.3.14 アラバ ジャ (同日)	日本側 庄司隆一 在ナイジェリア大使 国際連合児童基金側 ケネス・ボイヤー 在ナイジェリア事務所副代表	H25.4.3 108号
国際連合開発計画	パキスタン・イスラム共和国における「選挙支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	選挙支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	183,000千円	H25.3.18 イスラマ バード (同日)	日本側 河野章在 パキスタン臨時代理大使 国際連合開発計画側 クラントレ・フラス 在パキスタン事務所所長	H25.4.10 122号
国際連合	ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域におけるコミュニティ開発・復旧計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	少数民族地域におけるコミュニティ開発及び役務の購入	700,000千円	H25.3.22 ネービー (同日)	日本側 沼田幹男 在ミャンマー大使 国際連合側 スリニバサ・ア 国際連合人間居住 計画アジア太平洋事務 所上級人間居住専門官	H25.4.11 136号
国際連合開発計画	ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域における社会統合向上計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	少数民族地域における地方行政能力、生計及び社会統合向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,300,000千円	H25.3.22 ネービー (同日)	日本側 沼田幹男 在ミャンマー大使 国際連合側 トイ 国際連合開発計画側 リ・クルバン 在ミヤ ンマー事務所所長	H25.4.11 137号
国際連合難民高等弁務官事務所	ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域における避難民支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の交換公文	少数民族地域における避難民支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	651,000千円	H25.3.22 ネービー (同日)	日本側 沼田幹男 在ミャンマー大使 国際連合側 伊藤礼樹 在ミヤ ンマー事務所副代表	H25.4.11 138号
世界食糧計画	ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域における食糧支援計画」のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	少数民族地域における食糧支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,000,000千円	H25.3.22 ネービー (同日)	日本側 沼田幹男 在ミャンマー大使 世界食糧計画側 カルロス・ビエロソ 在ミヤ ンマー事務所代表	H25.4.11 139号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名年月日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
国際連合開発計画	ブルンジ共和国における「ブルンジ掃選民社会・経済再統合計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	ブルンジ掃選民社会・経済再統合計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	141,000千円 ----- -----	H25.3.28 フジエシ ン ブラで (同日)	日本側 高田悠久在ブルンジ大使 国際連合開発計画側 ロジ ス・ソリ＝カリアリ在ブル ンジ事務所代表	H25.4.17 151号
国際熱帯木材機関	コートジボワール共和国における「トコニユイ参加型森林回復計画」のための贈与に関する日本国政府と国際熱帯木材機関との間の交換公文	コトニユイ参加型森林回復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	183,000千円 ----- -----	H25.5.14 東京で (同日)	日本側 阿部俊子外務大臣 政務官 木村機関側 エマ ヌエル・ゼ・メカ事務 局長	H25.5.27 189号
国際連合開発計画	スワジランド王国における「効果的な災害危機管理のためのレジスタム強化計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	効果的な災害危機管理のためのレジスタム強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	92,000千円 ----- -----	H25.5.17 ムババベ ネで (同日)	日本側 吉澤裕在スワジラ ンド大使 国際連合開発計画側 イ ラエル・デサルネ在ス ワジランド事務所代表	H25.6.4 193号
世界食糧計画	カンベリア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	360,000千円 ----- -----	H25.6.27 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサ リ ン・カスン事務局長	H25.7.10 238号
世界食糧計画	ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	430,000千円 ----- -----	H25.6.27 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサ リ ン・カスン事務局長	H25.7.10 239号
世界食糧計画	チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	330,000千円 ----- -----	H25.6.27 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサ リ ン・カスン事務局長	H25.7.10 240号
世界食糧計画	レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	190,000千円 ----- -----	H25.6.27 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサ リ ン・カスン事務局長	H25.7.10 241号
国際連合開発計画	モニーリアニア・イスラム共和国における「平和構築、治安維持及び司法強化計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	平和構築、治安維持及び司法強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	283,000千円 ----- -----	H25.6.27 ヌアクシ ヨットで (同日)	日本側 東博史在モーリタ ニア大使 国際連合開発計画側 ク ン バ・リタニア事務所代表	H25.7.23 251号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、平成〇年△月□日と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合開発計画	チュニジア共和国における「危機管理体制整備支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	危機管理体制整備支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	254,000千円	H25.7.9 チュニース で (同日)	日本側 高原寿一在チュニジア大使 国際連合開発計画側 ムニール・タバベット在チュニジア事務所代表	H25.7.23 254号
国際連合開発計画	フランスにおける「法の支配の強化と貧困層のためのアテセス支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	法の支配の強化と貧困層の司法へのアクセス支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	283,000千円	H25.7.11 ワガドドラ グループで (同日)	日本側 二石昌人在フランス大使 国際連合開発計画側 カル・カロレロ在フランス事務所代表	H25.7.29 257号
国際連合	ナイジェリア連邦共和国、ニジール共和国、ブルキナファソ、マリ共和国及びモーリタニア・イスラム共和国における「サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	642,000千円	H25.7.15 ナイジェ りで (同日)	日本側 小澤俊朗在ナイジェリア大使 国際連合側 ユーリ・グイクトロバイチ・フレドール国際連合薬物犯罪事務所	H25.7.29 259号
国際連合児童基金	ボツワナ共和国における「グローバルドチエーン展開計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	グローバルドチエーン展開計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	221,000千円	H25.7.19 ルサカで (同日)	日本側 江川明夫在ボツワナ大使 国際連合児童基金側 ラムン・クワラ在ボツワナ事務所代表	H25.7.30 266号
世界食糧計画	コソボ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	270,000千円	H25.8.20 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 ヴン・カスン事務局長	H25.8.29 290号
世界食糧計画	スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円	H25.8.20 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 テーサリ ン・カスン事務局長	H25.8.29 291号
世界食糧計画	ソマリア連邦共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	310,000千円	H25.8.20 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 テーサリ ン・カスン事務局長	H25.8.29 292号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合開発計画	東ティモール民主共和国における「効果的で利用しやすいつい司法制度、社会的対話及び警察サービスによる平和構築支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	効果的で利用しやすいつい司法制度、社会的対話及び警察サービスによる平和構築支援計画の贈与及び役務の購入に必要な資金の贈与	263,000千円 -----	H25.11.4 ティオリで (同日)	日本側 花田吉隆在東ティモール大使 国際連合開発計画側 トレント・オスベ国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在東ティモール事務所代表	H25.11.21 344号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助の実施するための必要な生産物及び役務の購入	630,000千円 -----	H25.11.11 ラマツラ (同日)	日本側 松浦純也パレスチナ関係担当自治政府パレスチナ暫定自治政府国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 フライリツボ・グランデイ事務局長	H25.11.27 352号
国際連合開発計画	アフリカ・ニスタン・イスマイル共和国における「大統領選挙及び県議会選挙支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	大統領選挙及び県議会選挙支援計画の策施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	1,639,000千円 -----	H25.11.12 カザール (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 国際連合開発計画側 アルフガンニスタン事務所長	H25.11.27 353号
世界食糧計画	パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助の実施するために必要な生産物及び役務の購入	340,000千円 -----	H25.11.21 ラマツラ (同日)	日本側 松浦純也パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ暫定自治政府国際連合代表事務所世界食糧計画側 パロ・リカルテ西岸・ガザ事務所代表	H25.12.9 366号
世界食糧計画	カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	270,000千円 -----	H25.11.26 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 フミール・アフロ副事務局長兼支援業務最高責任者	H25.12.9 368号
世界食糧計画	スリランカ民主主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	220,000千円 -----	H25.11.26 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 フミール・アフロ副事務局長兼支援業務最高責任者	H25.12.9 369号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
世界食糧計画	イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	460,000千円 -----	H25.11.26 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アミール ・アラブ副事務局長兼 支授業務最高責任者	H25.12.9 370号
世界食糧計画	ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	210,000千円 -----	H25.11.26 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アミール ・アラブ副事務局長兼 支授業務最高責任者	H25.12.9 371号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月□日と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。